

平成 2 5 年 度

生 駒 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

議案第10号

平成25年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

病院施設実施設計及び工事監理業務

病院施設建築工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金62,173千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	1,159千円
第1項 医業外収益	1,159千円

支 出

第1款 病院事業費用	63,332千円
第1項 医業費用	56,445千円
第2項 医業外費用	5,887千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入	1,532,169千円
第1項 企業債	1,502,200千円
第2項 補助金	651千円
第3項 負担金交付金	800千円
第4項 他会計からの長期借入金	28,518千円

支出

第1款 資本的支出	1,532,169千円
第1項 建設改良費	1,518,613千円
第2項 企業債償還金	3,556千円
第3項 予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 1,502,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,502,200千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,063千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、651千円である。

平成25年3月6日提出

生駒市長 山下 真